

船舶事故調査報告書

令和元年10月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月28日 07時00分ごろ
発生場所	山口県柳井市平郡島北方沖 下荷内島灯台から真方位182° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 48.7′ 東経132° 10.9′）
事故の概要	漁船福吉丸は、南西進中、また、プレジャーボート寿丸は、漂泊中、両船が衝突した。 寿丸は、同乗者が負傷し、左舷船首部外板の圧壊等を生じ、また、福吉丸は、左舷船首部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 福吉丸、4.4トン YG3-63121（漁船登録番号）、個人所有 10.80m（Lr）×2.64m×0.83m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和62年5月3日 B プレジャーボート 寿丸、1.1トン 291-22904山口、個人所有 7.06m（Lr）×2.12m×0.62m、FRP ディーゼル機関、48kW、昭和59年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月26日 免許証交付日 平成26年2月27日 （令和2年1月29日まで有効） B 船長B 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年8月31日 免許証交付日 平成29年5月29日 （令和5年2月11日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 左舷船首部外板に破口、船首船底部に亀裂を伴う擦過傷 B 左舷船首部外板及び操舵室に圧壊、主機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、引き縄漁の目的で、平成31年4月28日06時00分ごろ平郡島北方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて山口県周防大島町安下庄港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、平郡島北方沖を約15km/hの対地速力で手動操舵により南西進していた。</p> <p>船長Aは、右舷船首方の本件漁場において既に操業している数隻の引き縄漁船（以下「漁船群」という。）を認め、その操業水域や状況が気になった。</p> <p>A船は、船長Aが左舷船首方約500mのところにB船を初認したが、このままの針路で航行すれば衝突のおそれはないと思い、その後は漁船群の状況を見ながら本件漁場南端に向けて航行を続けた。</p> <p>船長Aは、強い衝撃を感じ、左舷船首方にB船の帆柱を認めてB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、家族に携帯電話で連絡し、海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、06時00分ごろ平郡島北方沖の釣り場に向けて山口県上関町室津港を出港した。</p> <p>B船は、06時30分ごろ釣り場に到着し、船首を北東方に向け、船長Bが後部甲板右舷側で船首方を、同乗者Bが前部甲板右舷側で船尾方をそれぞれ向いて釣りをしながら漂泊していた。</p> <p>船長Bは、06時57分ごろ船首方にA船を初認し、A船がB船の方に向かって来ていることがわかったものの、航行しているA船が漂泊しているB船を避けると思い、その後のA船の動向を確認することなく釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bがふと顔を上げた際、船首方至近に迫ったA船を認めて主機を後進にかけたものの、07時00分ごろその左舷船首部にA船の左舷船首部が衝突した。</p> <p>船長Bは、同乗者Bが落水したことを認め、A船に移乗して船長Aと共に同乗者BをA船に引き上げた。</p> <p>B船は、船長BがA船から再度移乗したが、機関室に浸水して沈没の危険を感じたので、南西流に流されるまま平郡島北側の砂浜に任意座礁した。</p> <p>同乗者Bは、来援した巡視艇により室津港に運ばれた後、救急車で</p>

	<p>病院に搬送され、全身打撲、頸椎捻挫及び右肘打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、A船が直進時にやや左回頭する傾向があるので、ふだんから右に当て舵を取っており、本事故当時においても同様に当て舵を取っていたので、左舷船首方に見えたB船となぜ衝突したのか分からなかった。</p> <p>漁船群は、本件漁場南端から引き縄を流しながら低速力で北方に航行し、本件漁場北端に着くと縄を揚げ、再度本件漁場南端に戻ることを繰り返していた。</p> <p>船長Bは、釣り中、釣り糸が海中で垂直になるよう、B船を潮流と同調させるため、適宜主機を操作しながら釣り糸の状態を見ていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約30秒前に主機を後進にかけていればA船を避けることができたと思われたと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、平郡島北方沖を本件漁場南端に向けて南西進中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めた際、このままの針路で航行すれば衝突のおそれはないと思い、右舷船首方で操業中の漁船群に意識を向けて航行を続けたことから、B船に向かっていることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船が直進時にやや左回頭する傾向があったものの進行方向を見ずに航行していたことから、当て舵が不十分となって徐々に左転する状況となったことに気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、平郡島北方沖において釣りをして漂流中、船長Bが、B船の方に向かって航行するA船を認めた際、航行中のA船が漂流しているB船を避けると思込み、海中の釣り糸の状態に意識を向けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、平郡島北方沖において、A船が南西進中、B船が釣りをして漂流中、船長Aが、左舷船首方にB船を認めた際、このままの針路で航行すれば衝突のおそれはないと思い、右舷船首方で操業中の漁船群に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、B船の方に向かって航行するA船を認めた際、航行中のA船が漂流しているB船を避けると思込み、海中の釣り糸の状態に意識を向けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、進行方向の見張りを確実に行うとともに、他船を認めた際は、衝突のおそれの有無を安易に判断せず、同船の動向を継続的に監視すること。・ 船長は、自船の直進性に不具合がある場合、速やかに修理及び調整を行うこと。・ 船長は、漂泊中においても、周囲の見張りを適切に行うとともに、自船に向かって航行している船舶を認めた際は、継続した見張りを行い、注意喚起信号を行ったり、余裕がある時機に機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

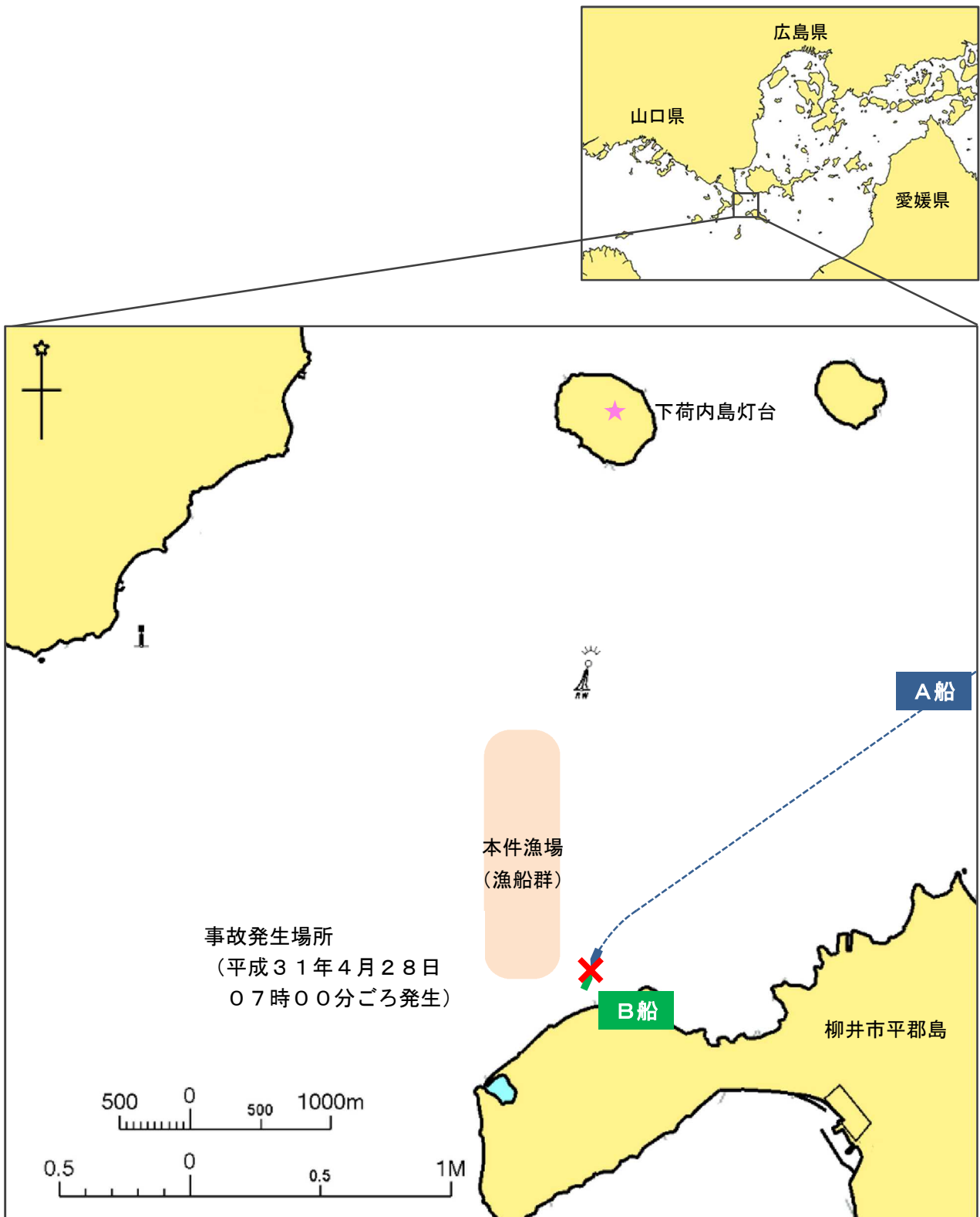


写真1 A船の損傷状況



左舷船首部外板



船首船底部

写真2 B船の損傷状況



船首部



操舵室